

## 5/14北海道労働委員会へ申し立てしました 会社・佐藤雄一氏は約束の概念がない？ 組合は未払賃金の支払だけでは解決させない！

ノースプランニングユニオンは5月14日北海道労働委員会へ会社（株式会社ノースプランニング）の協定不履行を組合に対する不当労働行為として、救済申し立を行いました。組合は09年8月9日に札幌本社に勤務する20名の社員で結成しました。結成理由は賃金の不払いです。7月25日支払いの6月分給与の不支給に端を発し、8月25日支払いの給与、賞与、歩合給など総額約1400万円の未払い賃金の支払を求めての組合結成でした。何度か交渉し賃金の支払に関する約束もしました。12月25日には弁護士事務所内で支払協定を確認しました。会社は平然と約束を反古にしました。年明けに半金程度を支払いましたが2月1日に約束した残金は未だに支払っていません。佐藤雄一氏に約束という概念はないのでしょうか？



## 第1回出頭日は6月30日(水)1時30分

組合は今回の申立において、不払いとしている未払い賃金や遅延損害金の清算に加えて、右の謝罪文を会社の前に掲示し、新聞にも掲載するように求めています。今回の賃金未払いが、一旦年明けに入金があったにもかかわらず、流用したために継続しているのであれば、しっかりとした謝意は表明してもらう必要はあります。組合員のうち5名は個別に裁判を起し、全員が会社の支払い命令判決や会社に支払いを命ずる和解確認書を得ています。それを善意で留保した組合員の行為を佐藤氏は足蹴にしたこととなります。怒るでしょう普通！

弊社の次の行為は、この度北海道労働委員会により労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に違反する不当労働行為であると認定されました。

- 1、弊社が、5回の和解内容を一方的に不履行とした行為。
- 2、弊社が、和解確認書の内容不履行に関する協議に誠実に対応しない行為。
- 3、弊社が、貴組合の組合員の皆様に賃金不払いという経済的不利益を強要させてしまった行為。

弊社は、上記の行為について本謝罪文にて、深くお詫び申し上げますと共に、貴組合と確認した2009年12月25日付和解契約書の内容を速やかに履行し、速やかにお支払することをお約束申し上げます。